

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省貿易経済協力局投資促進課）

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税目	—		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD を中心に国際的な議論が進展しているところ。2021年7月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル最低税率課税）の大枠について合意され、同年10月に最終合意を得ることを目指すとされているところ。</p> <p>2021年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする。</p> <p>あわせて、経済のデジタル化・グローバル化の進展を踏まえて、国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、既存の措置の見直しも含め、検討を行う。</p>		
内容		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECDを中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021年7月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において解決策の大枠について合意され、同年10月に最終合意を得ることを目指すとされているところ。</p> <p>2021年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえて、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p> <p>また、国際課税ルールの見直し等を通じた国内外における競争条件のイコールフットィングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することは、我が国経済の活性化にむけて重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国における適切な課税権の確保を図るため、OECDを中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論や諸外国の動向等を踏まえ、新たな課税上の課題に対応した措置を講ずることは非常に重要である。</p> <p>そのため、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につなげる必要がある。あわせて、産業界の要望等を踏まえ、課税制度による過度な事務負担を課すことなく、日本企業の実務に配慮し、健全な投資を阻害することがないようにする必要がある。</p>
--------------------------	---

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	対外経済 －海外市場開拓支援・対内投資
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	OECD を中心とする国際的な議論や諸外国の動向も踏まえて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものすることは妥当。 あわせて、経済のデジタル化・グローバル化の進展を踏まえ	

			て、国内外の事業者間の公平な競争環境の整備に資する税制について、既存の措置の見直しも含め、検討を行うことは妥当。
--	--	--	--

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—